

視 察 報 告 書

報告者氏名 桑畑 伴子、野村 誠

1 会派名及び参加議員

(1) 会派名 公明党

(2) 参加議員 野村 誠、戸辺 滋、岡 明彦、桑畑 伴子

2 日時

令和6年7月17日(水) 10時、13時

3 視察場所

(1) 流山市児童発達支援センターつばさ学園

(2) 児童発達支援センタースタービーズ

4 所感等

(1) 流山市児童発達支援センターつばさ学園 (報告者: 桑畑 伴子)

今回の視察は、1.「流山市児童発達支援センターつばさ学園」2.「児童発達支援センタースタービーズ」の市内視察をいたしました。私からは「流山市児童発達支援センターつばさ」について報告いたします。

流山市児童発達支援センターつばさ学園は発達に遅れがある就学前の子どもたちを対象に、療育を提供する施設です。施設内には、個別療育室、集団療育室、感覚統合室などが整備されており、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などの専門職が配置され、総合的な支援が提供されています。

発達、療育の相談が年々増えている中で、相談が2か月・3か月待ちでしたが、相談日数を2日に分けて、現在は2週間くらいで相談できるように工夫されていました。個別サポートファイルについては、保護者の方に書いていただきやすい工夫がなされていました。また、追加された情報もファイルに入れていけるようにしているとのこと。専門職の方が見てわかるような個別サポートファイルとなっており、個別サポートファイルがきちんと役割を果たせるよう、記入についても保護者への説明などが丁寧に行われていることがわかりました。子どもたちの発達支援において重要な役割である児

児童発達支援センターつばさ学園のこれからに期待します。視察でお聞きした課題については、会派一丸となって取り組んでいきたいと思いました。

以上

(2) 児童発達支援センター スター☆ビーズ (報告者: 野村 誠)

児童発達支援センターつばさ学園に続き、本市2番目の民間による児童発達支援センター「スター☆ビーズ」を視察しました。当施設は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域の保育園・幼稚園・他の児童発達支援事業所等と連携し、様々な児童を支援できるよう6つの特徴を備えています。特徴として、

1. スタッフ体制は15名で、児童発達管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、小児科医、看護師、栄養士、保育士等の専門職による支援
2. 医療ケアの必要な子どもの支援
3. 預かり型支援療育×保育の療保による支援
4. 保育所等訪問支援
5. 流山市内全域送迎対応(車椅子の子ども、医療ケアの必要な子どもにも対応)
6. 施設内調理の給食とおやつによる食育

など、きめ細やかな支援体制となっていると感じました。

現在、始まったばかりとのことですが、定員30名に対して23名を受け入れており、2歳児から5歳児のそれぞれの特性に応じて教室が分かれていました。2歳児は身体や感覚の土台作りとしての感触を学び、3・4歳児は指先操作や紐通しなどの遊び活動を通じて日常生活動作に繋げ、5歳児は、なぞり書きなど、就学に向けて一人一人の課題に応じた活動を促しています。また、食育によりいろいろな食べ物に触れることによって食への興味を広げ、集団活動を通じて社会性を育む支援をしています。

つばさ学園とも連携を図っており、つばさ学園が定員オーバーで受け入れ出来ない子どもを預かる役割や自宅前まで送迎が可能なこと、預かる時間帯が16時までとつばさ学園の14時より2時間長く預けることができます。フレックスタイムで預けられる

など、民間の児童発達支援センターならではのメリットがあります。

今後の課題として、地域との関わり、近くにある高齢者施設との交流などを図っていけば、より子ども達の自立、成長に繋がると考えます。

以上

視 察 報 告 書

報告者氏名 戸 辺 滋

1 会派名及び参加議員

(1) 会派名 公明党

(2) 参加議員 野村 誠、戸辺 滋、岡 明彦、桑畑 伴子

2 日時

令和 6 年 7 月 1 8 日 (木) 1 0 時

3 視察場所及び調査事項

西深井地域生活支援センターすみれ

「医療的ケア児等コーディネーターの役割について」

4 所感等

医療的ケア児・者やその保護者及び家族への支援については、これまでも市政に関する一般質問等でたびたび取り上げ、当事者や家族の社会参画や学ぶ機会の更なる創出、また、保護者や家族の精神的及び肉体的な負担を軽減するための各種施策や、災害発生時の行政をはじめとする関係機関による支援の在り方等について質問してきました。このように、当事者や家族に対する支援といっても様々な分野が存在しますが、多くの支援の中心的な存在となるのが、医療的ケア児等コーディネーターであり、今回の視察ではその役割や現況等を把握すべく、流山市の医療的ケア児等コーディネーターが配置されている西深井地域相談支援センターすみれに伺いました。

医療的ケア児等コーディネーターの役割については、医療的ケア児・者が必要とする保健や医療、福祉や子育て、教育等の各分野に跨る幅広いサービスの利用をニーズに合わせて調整し、より包括的な支援の提供につなげていく、橋渡しの業務を主としますが、医療的ケア児・者に対する支援のための地域づく

りを推進するといった、多くの関係機関や地域資源等との連携が求められる役割も担われています。本市においては、西深井地域相談支援センターすみれに所属し、千葉県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した方に委託する形をとり、令和5年4月より実務に当たられています。

医療的ケア児等コーディネーターが配置される以前の支援の状況については、流山市として令和5年の2月から3月に掛けアンケート調査を実施しており、この調査結果によると、訪問看護利用については開示許可のあった21件中12件、診療所（訪問診療）利用は21件中9件でした。また、主な通所支援先として挙げられているのが、児童発達支援事業所や各放課後デイサービス拠点、松戸及び柏市にある特別支援学校となっていました。一方で、送迎に関する支援を受けられないことにより、通所支援等を断念せざるを得ないケースも散見されることが、アンケート調査を通じて判明しており、この点については医療的ケア児等コーディネーターを配置しても解決し難い課題であることから、今後の支援体制の更なる構築が求められる分野であると考えます。

また、医療的ケアと言っても抱える疾病や求められるケアの在り方は様々であると共に、家庭環境の違いや保護者及び家族が求める支援の内容も多種多様であることから、初動時の丁寧な聞き取りによるニーズの把握と、医療や福祉に関する知識と経験を持ち合わせ、寄り添い続けることがコーディネーターには求められるものと考えます。その点、今回お話しを伺ったコーディネーターの方は、かつて看護師として医療の現場を経験され、その後も社会福祉士として、長年に渡り福祉の現場で様々な業務に携わり、多くの実績もある方であったため安堵しましたが、それでも相談支援に関する業務や、各ケースに合わせた支援計画を策定するなど、多くの業務内容を一人で担うことは、非常に大変なことであったと実感しました。更に、市内の医療的ケアを必要とする方への支援に携わる関係部局や、医療機関をはじめとする民間等の関係機関が一堂に会し、支援方針等を協議する場が現在まで持たれていないとのことでしたが、当事者

が適切な支援や医療を受けるためにも、また、コーディネーターとの連携をこれまで以上に強固なものにしていくとの観点からも、今後は関係者及び関係機関が、協議する場を迅速かつ定期的に開催する必要があるものと思われます。

我が国においては、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、いわゆる「医療的ケア児支援法」が施行され、地方公共団体においても医療的ケア児・者への支援が、それまでの努力義務から責務となったことにより、着々と支援に向けての整備がなされつつありますが、予算上の問題や、そもそも地域資源の乏しかった地方公共団体においては、十分な支援体制が構築されていないのが実状であり、課題が山積しているものと捉えています。本市においても、地域資源の更なる発掘や市民等への理解促進等の多くの課題があるように捉えています。引き続き議員の立場から出来得ることを積極的に遂行し、より良い環境整備に貢献できるよう努めてまいります。

以上